

奨学生募集要項（2021年度）

No. 721

C 直接応募

希望者は提出期限までに書類を財団に直接提出すること。

奨学団体名 （奨学金名称）	城陽市若者定住奨励奨学金返還支援制度		
2021 募集人数	—		
募集学年	令和3年度中に修業年限以内で卒業する見込みの者		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部、研究科		
財団締切時期	2022年1月31日（月）		
給付	上限：86,000円 年額（1年間に返還した奨学金額の2分の1の額）	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	一部可	年齢制限	無
就労制限	無	出身地制限	無
その他応募条件	・ 日本学生支援機構の貸与奨学金を受けている者 ・ 今年度中に卒業し、城陽市内に5年以上定住する見込みである者 ・ 就業する見込みである者（正規職員の公務員は不可） ・ 最大5年間分を支援 ・ 申請書類は、城陽市HPからダウンロードすること		

令和3年度城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金 登録者募集要項（令和3年度卒業予定者）

未来を担う若者たちの城陽市への定住を促進するとともに、就職直後の新生活におけるスタートダッシュを経済的に支援するため、大学等を卒業後に就業し、5年以上本市に定住する方を対象に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還に対する支援金（城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金）の交付を行います。

1 登録者募集対象者

下記の全てに該当する者を募集対象とします。

- ①現在大学等（大学、短大、高専、専修学校（専門課程）、大学院）に在学し、令和3年度中に修業年限以内で卒業する者
- ②令和4年10月1日から起算して5年以上定住する見込みである者
- ③令和4年10月1日までに正規職員又は所定労働時間が週20時間以上の非正規職員として就業等する見込みである者※就業等には自営業者も含まれますが、正規職員である公務員は対象外です。
- ④独立行政法人 日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、将来返還予定である者

2 登録者募集期間

令和3年6月1日（火）～令和4年1月31日（月）

3 支援の内容

支援対象経費	大学等を卒業する年度の翌年度の10月1日から起算して5年間に返還した奨学金額に対して1年ごとに支援します。									
	◎令和3年度登録者の場合…									
	令和3年度 3月 卒業	令和4年度 10月 1年目 奨学金の返還	令和5年度 10月 2年目 奨学金の返還	令和6年度 10月 3年目 奨学金の返還	令和7年度 10月 4年目 奨学金の返還	令和8年度 10月 5年目 奨学金の返還	令和9年度 10月			
支援金額	1年間の奨学金返還額の1／2 上限86,000円／年 ※1円未満の端数は切捨て									

※途中で転居、離職した場合は、その期間までの奨学金の返還額を支援します。

4 登録方法

下記の書類を募集期間内に持参又は郵送（当日消印有効）で提出してください。提出された書類等の内容を審査の上、その結果を文書にて通知します。

①城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金登録申請書（様式第1号）

②日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書

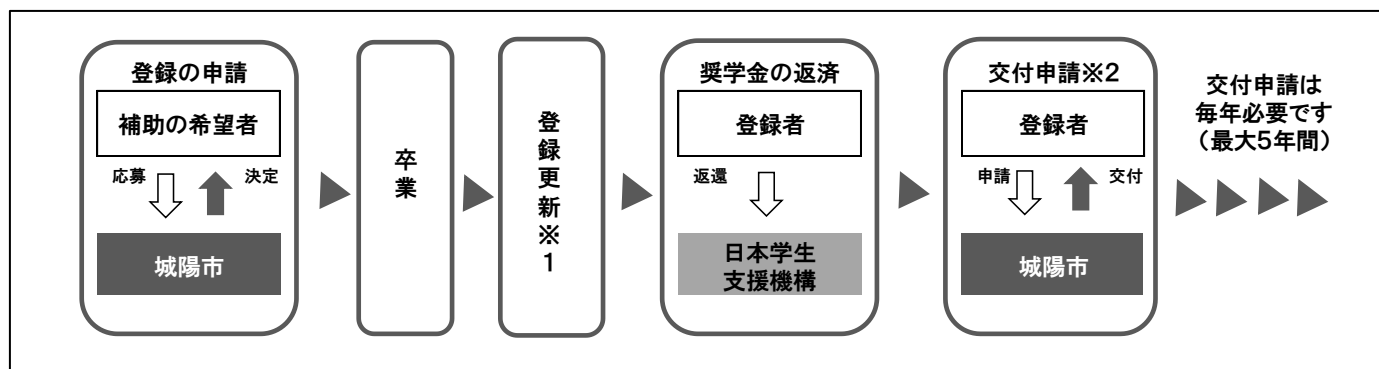
※同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて発行申請が必要です。

③大学等の在学証明書

※応募する時点で卒業式がすでに終了していて在学証明書の発行を受けられない場合は、卒業証明書を提出してください（本年度卒業者に限る）。

④暴力団又は暴力団員と関係を有したものではないという誓約書（様式第2号）

5 支援金交付までの流れ



※1 登録更新

登録の決定を受けた者は、令和4年10月1日までに、市内に定住し、かつ就業等を開始する必要があります。
どちらの要件も満たしたときは、**30日以内**に下記の書類を教育総務課へ提出し、登録の更新をしてください。

※要件を満たしてから30日以内に提出していただけない場合は、登録を取り消します。

- ①登録更新届（様式第4号）
- ②大学等の卒業証書
- ③在職証明書（様式第5号）

※自営業者及び第一次産業従事者は、自営業等従事申立書（様式第6号）

- ④住民票の写し

※2 交付申請

次の書類を添えて、1年間に返還した奨学金に係る支援金の交付申請をしてください。

- ①交付申請書兼実績報告書（様式第11号）
- ②在職証明書（様式第5号）※自営業者は、自営業等従事申立書（様式第6号）及び確定申告書等の写し
- ③住民票の写し
- ④日本学生支援機構が発行した奨学金返還証明書及び返還額証明書

※同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて発行申請が必要です。

- ⑤市税の完納証明書

※税務課（城陽市役所本庁舎2階）にて発行を受けてください。

※交付申請期間は10月1日から10月31日までです。

※申請時に奨学金及び市税に滞納がある場合は交付対象外となります。

6 その他

- (1) 登録内容等に変更があったときは、速やかにお知らせください。
- (2) 様式については、市のホームページからもダウンロード可能です。
- (3) その他、「城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金交付要綱」の規定に従ってください。

7 提出先・問合せ先

城陽市教育委員会事務局 教育総務課

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

電話：0774-56-4003 FAX：0774-56-0801

メール：kyoikuso@city.joyo.lg.jp



↑様式についてはこちらより
ダウンロードできます。

就活生のみんな！

城陽市が新生活を
応援してんねんて！！

最大 支援額

43万円

奨学金返還支援制度



対象者

次の要件を全てを満たす方。

- ①現在大学等に在学し、今年度中に卒業する。
- ②卒業後、城陽市内に5年以上定住する見込みである。
- ③就業等する見込みである。
- ④日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている。

よくある質問

Q 専門学校生や短大生は対象となるの？

A 大学生・短大生・高専生・専修学校生(専門学校生)・大学院生が対象となります。
ただし、留年している場合は応募していただけません。

Q 現在、城陽市に在住しているが応募できるの？

A 現在、城陽市に在住の方でも応募可能です。

Q 就職先・就職形態に制限はあるの？

A 就職先については、指定はありません。(ただし、正規職員の公務員は不可)
週 20 時間以上の勤務であれば、パートや契約社員でも支給対象となります。

Q 就職・城陽市への転入はいつまでにする必要があるの？

A 卒業した年の10月1日までに就職及び転入手続きを済ませてください。

京都府城陽市教育委員会教育総務課

☎ 0 7 7 4 - 5 6 - 4 0 0 3

詳しい内容は
ホームページを
ご確認ください。⇒





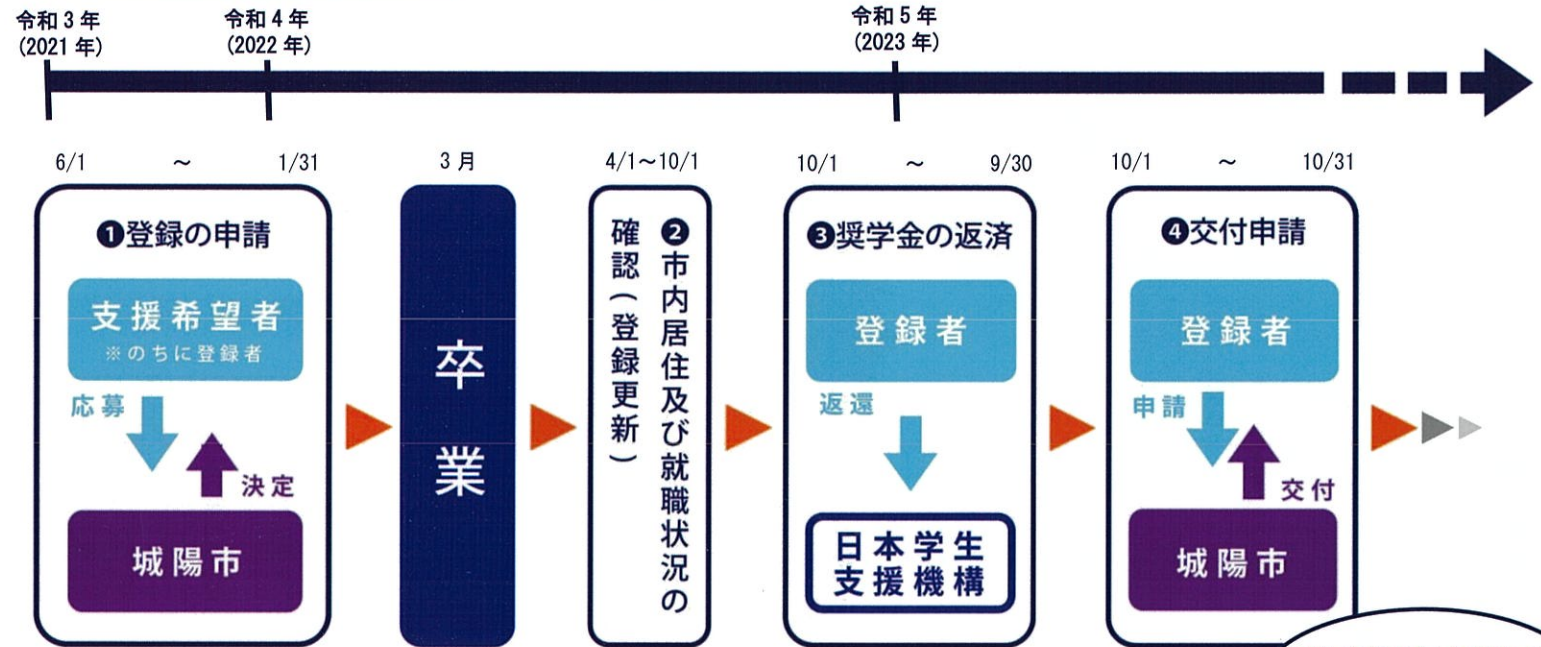
卒業後に就職し、5年以上本市に定住する方を対象に、
奨学金の返還額の1/2を支援します。



年間最大
8万6千円
×
5年間

令和3年度(2021年度)卒業予定者の場合…

支援金交付までの流れ



①登録申請…下記の必要書類を教育総務課へ提出してください。(郵送可)

②登録更新…令和4年(2022年)10月1日までに市内居住及び就職等をし、報告してください。

④は令和9年(2027年)まで毎年申請が必要だよ



登録申請の必要書類

提出期限：令和4年(2022年)1月31日(月)

※申請書類①②はホームページにてダウンロード可

- | | | | |
|-----------------------|------------------------------|--------------------------------|----------------|
| ①
登録申請書
(様式第1号) | ②
暴力団排除に関する誓約書
(様式第2号) | ③
日本学生支援機構が発行する
奨学金貸与証明書 | ④
大学等の在学証明書 |
|-----------------------|------------------------------|--------------------------------|----------------|